

低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル建築協会

目 次

1 章 低炭素建築物新築等計画の認定の手續及び申請図書等	1
1. 認定手續の流れ	2
2. 申請の単位について	3
3. 基準の適用	4
4. 申請の一般的な流れ	7
2 章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 1（一戸建ての住宅用）	15
1. 認定申請書（規則様式第五）	16
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	24
3 章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 2（共同住宅等用）	31
1. 認定申請書（規則様式第五）	32
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	42
4 章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 3（非住宅用）	53
1. 認定申請書（規則様式第五）	54
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	62
5 章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 4（住宅部分を含む複合建築物用）	67
1. 認定申請書（規則様式第五）	68
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	77
6 章 変更認定申請書・その他の書類の記入例	79
1. 変更認定申請書（規則様式第七）	80
2. その他の書類	84
<参考>	91
○低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（審査機関用）の様式	
○審査機関が交付する「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」の様式	
<Q & A>	95

1 章. 低炭素建築物新築等計画認定の手續及び申請図書等

1 章. 低炭素建築物新築等計画の認定の方法及び申請図書等

1. 認定手続の流れ

低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素建築物認定」という。）を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 53 条に基づき、認定対象建築物の所在地を所管する所管行政庁に、添付図書を添えて申請書を提出することが求められるが、認定の対象としては建築物全体、住戸のみ、建築物全体と住戸の両方とに分かれる為、必要に応じた申請方法を選択することとなる。なお、市街化区域等（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域にあつては、同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている土地の区域。）内の計画のみ認定可能となるため申請にあたっては注意が必要となる。

所管行政庁は申請者から申請があつた場合は速やかに認定審査を行うこととなるが、申請者は低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関（以下「審査機関」という。）等に依頼することが可能な場合がある。この場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合することを証する「適合証」の交付を受け、所管行政庁に提出することとなる。

対象建築物		審査機関
(1)	住宅のみの用途に供する建築物	・ 登録建築物調査機関 ・ 登録住宅性能評価機関
(2)	住宅以外の用途が混在する建築物	・ 登録建築物調査機関
※ 上表において「登録建築物調査機関」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する機関をいう。		
※ 上表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。		
(2)の場合において、所管行政庁の区域において業務を行う登録建築物調査機関の数が少ない場合には、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定する指定確認検査機関であり、かつ登録住宅性能評価機関であるものを活用することも考えられる。		
※ 上記各機関の業務範囲で、実施可能な建築物の範囲に限る。		
※ 上記各機関は、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものが想定される。		

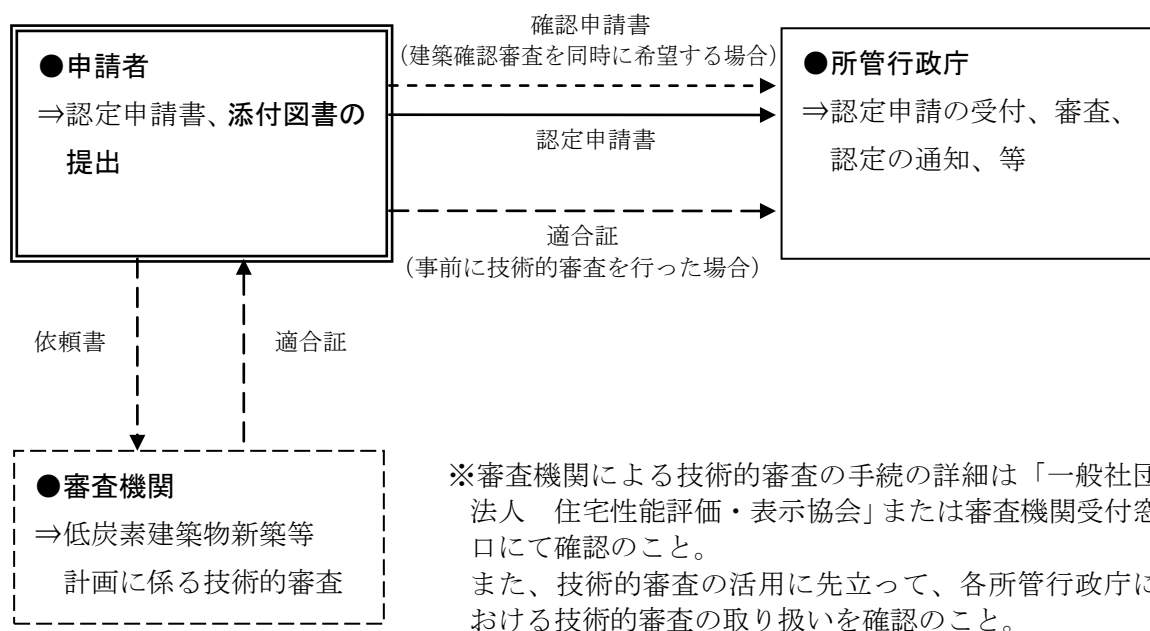
また、法第 54 条第 2 項に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定申請とともに、建築確認審査の申し出を併せて行うこともできる。この場合は、認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされることとなっており、当該認定が取り消しをされると、建築確認済証

の交付があったとみなされなくなる。また、容積率の緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない（低炭素化に資する設備に係る床面積について対象とし、他の設備と明確に区画された部分の床面積（専用室に設置する場合は当該室全体の面積）について、建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる予定。）を受けようとする場合には、当該認定を受けることができないと建築確認審査での容積率の緩和が認められなくなるため注意が必要である。

さらに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出が必要な建築物にあっては、低炭素建築物の認定を受けることにより当該届出をしたものとみなされるが、届出をしたものとみなされている場合で当該認定が取り消されると、建築確認済証と同様に届出をしたものとみなされなくなるので注意が必要となる。なお、一部住戸のみの認定を受けた場合は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出をしたものとはみなされない。

■ 手続の流れ



2. 申請の単位について

認定の対象は建築物全体、または住戸のみと分かれており、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合には、建築物全体の申請、住戸のみの申請、その両方の申請のいずれかを選択することとなる。

なお、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合であって、認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸については、様式の一部の面（認定申請書の第三面）をまとめて記載して申請することができる。

3. 基準の適用

適合すべき基準については、申請の単位に応じて下図に示す通りⅠ～Ⅳに分けられる。

住戸のみの認定においては（基準適合判断Ⅰ）、各住戸における一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。なお、一戸建ての住宅は、住戸の認定を受けることで住戸及び建築物全体での認定を受けることと同様の取扱いがなされる。

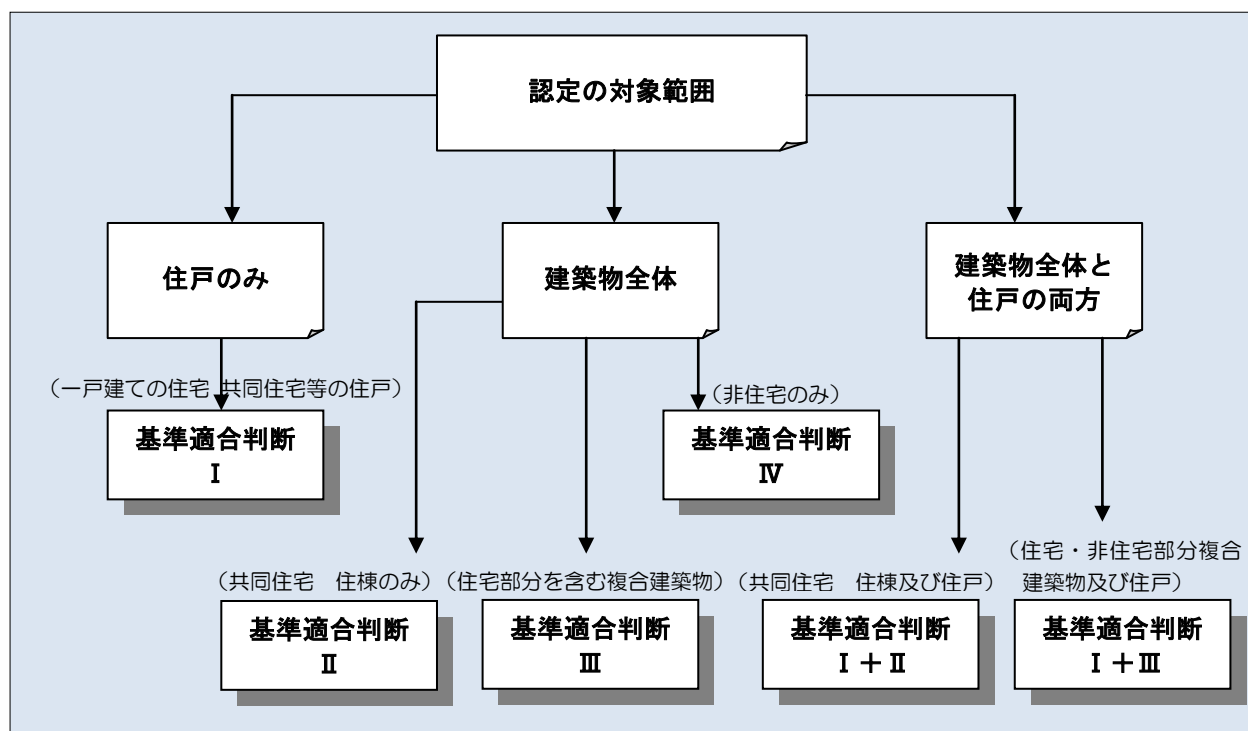
建築物全体での認定においては、共同住宅の場合（基準適合判断Ⅱ）、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部における設計値の合計が、各住戸及び共用部における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

住宅部分を含む複合建築物の場合（基準適合判断Ⅲ）、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部、非住宅部分における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれぞれが適合することが求められる。

非住宅の場合（基準適合判断Ⅳ）、一次エネルギー消費量について各室用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

建築物全体と住戸の両方の認定においては、共同住宅等の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅱに、住宅部分を含む複合建築物の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅲのそれぞれに適合することが必要となる。

■申請の別に応じた基準適用フロー



【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建ての住宅、共同住宅の住戸

適合判断

- ・各住戸における一次エネルギー消費量について、
住戸設計値 ≤ 住戸基準値
- ・各住戸における平均U値及び平均η値について、
平均U値設計値 ≤ 平均U値基準値 かつ
平均η値設計値 ≤ 平均η値基準値
- ・各住戸に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅 住棟のみ

適合判断

- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
$$\frac{\Sigma(\text{各住戸設計値})}{\Sigma(\text{共用部設計値})} \leq \frac{\Sigma(\text{各住戸基準値})}{\Sigma(\text{共用部基準値})}$$
- ・各住戸における平均U値及び平均η値について、
平均U値設計値 ≤ 平均U値基準値 かつ
平均η値設計値 ≤ 平均η値基準値
- ・建築物（住棟）全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断

- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
$$\frac{\Sigma(\text{各住戸設計値})}{\Sigma(\text{共用部設計値}) + \Sigma(\text{非住宅設計値})} \leq \frac{\Sigma(\text{各住戸基準値})}{\Sigma(\text{共用部基準値}) + \Sigma(\text{非住宅基準値})}$$
- ・各住戸における平均U値及び平均η値について、
平均U値設計値 ≤ 平均U値基準値 かつ
平均η値設計値 ≤ 平均η値基準値
- ・非住宅部分の外皮性能について、
外皮性能設計値（PAL） ≤ 外皮性能基準値（PAL）
- ・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

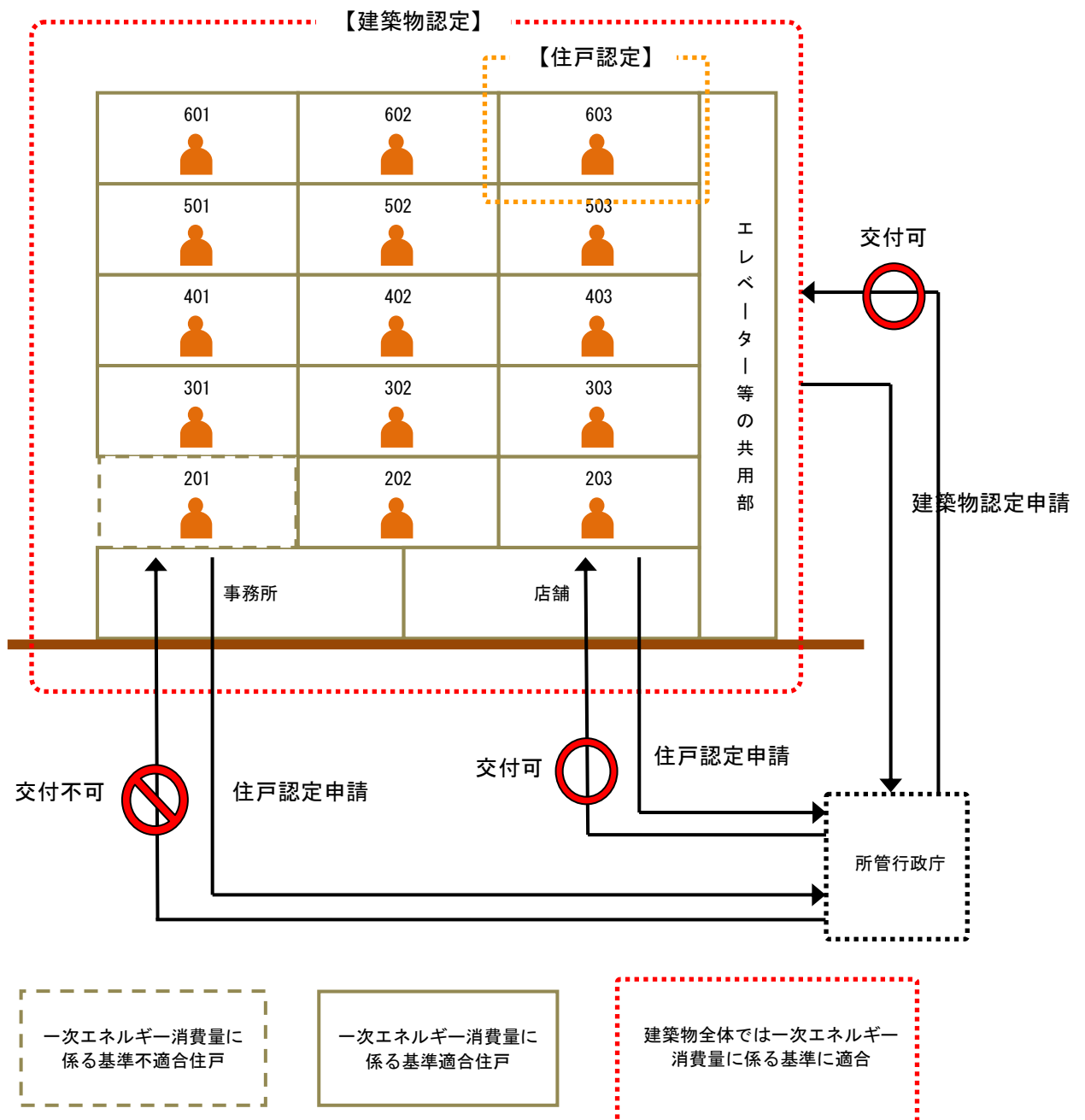
【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅のみ

適合判断

- ・ 認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 $\Sigma(\text{各用途の設計値}) \leq \Sigma(\text{各用途の基準値})$ の合計
- ・ 外皮性能について
 $\text{外皮性能設計値 (PAL)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL)}$
- ・ 建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

■住宅部分を含む複合建築物の場合



※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。
○番号は、「2. 申請手続に係る図書等」における○番号と対応している。



(1) 申請手続に係る図書等

低炭素建築物認定では、当該計画に係る建築物を着工する前に、規則で定められた申請書及びに必要な添付図書（正本及び副本）を添えて所管行政庁に提出しなければならない。当該計画に係る建築物を着工するのは認定申請受付後になる。ただし、認定申請した計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けることができない。

また、建築物認定後に住戸認定を受けようとする場合、または、住戸認定後に建築物認定を受けようとする場合、すでに着工していると新たに申請を行うことはできないこととなる。

なお、低炭素建築物認定の申請を行う時に、併せて当該住宅の建築確認審査の申し出を行うことができるが、この場合、建築基準法に基づき、建築確認申請に必要な図書を同時に提出しなければならない。

①認定申請書（規則第五号様式）

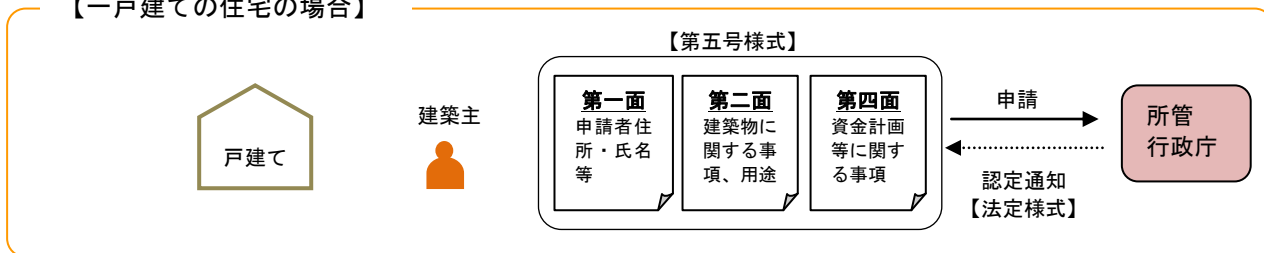
申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、申請の対象となる範囲等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 建築しようとする建築物の位置、構造等や規模に関する事項、建築物用途等についての記載欄が設けられている。
- c. 第三面 共同住宅等若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸の認定を受ける場合に必要なので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。申請は建築物認定では建築物単位、住戸部分の認定では住戸単位で行うこととなるが、1住戸ごとの項目が重複している場合には複数の住戸でまとめて記載して申請することができる。（認定申請書の提出イメージ参照）
- d. 第四面 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画、工事の着手及び完了の予定時期についての記載欄が設けられている。

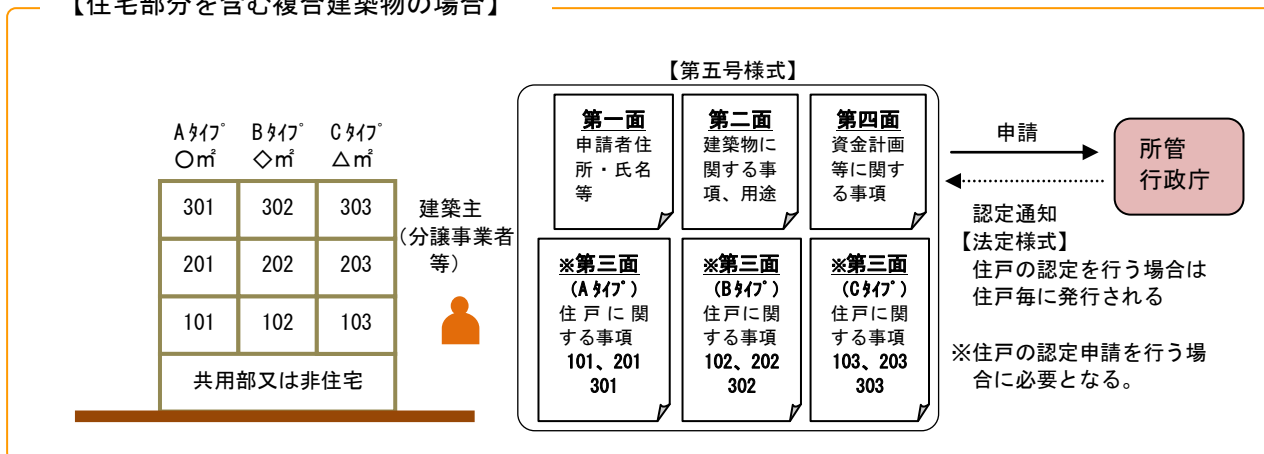
なお、資金計画としては、建築主が所有者となる場合は購入金額（自己資金、借入金と借入先など）を記載し、建築主が所有者でない（事業者）場合は建築費、用途取得造成費、事務費、借入金利息など、及び自己資金、借入金と借入先などを記載する。

■認定申請書の提出イメージ

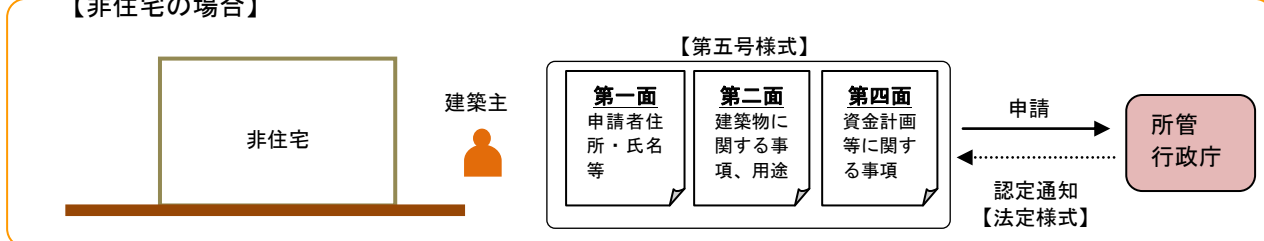
【一戸建ての住宅の場合】



【住宅部分を含む複合建築物の場合】



【非住宅の場合】



②添付図書

添付図書の種類及び明示すべき内容は以下のとおり。

表1は全ての申請に必要な図書、表2は住宅以外の用途が存する場合に必要な図書、表3は住宅のみの用途に供する建築物に必要な図書が示される予定。

なお、変更申請の場合は、対象となる建築物の認定通知書またはその写しが必要となる。また、その場合の添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

a. 設計内容説明書（参考様式1参照）

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

設計内容確認欄は審査を行う者が活用する。

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

b. 各種図面・計算書

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。（一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、P A L 計算表、低炭素化に資する建築物（所管行政庁が認めるもの）を証明する書類等）

c. その他必要な書類等（所管行政庁が必要と認める図書）

審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

d. 建築確認に関する申請図書

法第54条第2項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

一 低炭素化のための建築物の新築等に係る構造等に関する図書

表1：全ての建築物

図書の種類		明示すべき事項
a) 設計内容説明書		建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの説明
b) 各種図面・計算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置
		建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）
	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法
		低炭素化設備の種別
		低炭素化措置の内容
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積

	立面図	縮尺
		外壁及び開口部の位置
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	断面図又は矩計図	縮尺
		建築物の高さ
		外壁及び屋根の構造
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出
		小屋裏の構造
		各階の天井の高さ及び構造
		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺
		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書等	低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項
		建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容（※１）

※１ 一次エネルギー消費量計算書（W e b プログラムによる場合は出力した計算結果）等。

二 低炭素化のための建築物の新築等に係る空気調和設備等の設置若しくは改修に関する図書

表２：住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分

図書の種類		明示すべき事項
b) 各種 図面・計 算書	空調調和設備機器表	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空調調和設備平面図	縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備系統図	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備制御図	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備機器表	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数

	空気調和設備以外の機械換気設備平面図	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備系統図	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備制御図	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	給湯設備機器表	給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
	給湯設備平面図	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	給湯設備系統図	給湯設備の位置及び連結先
	給湯設備制御図	給湯設備の制御方法
	照明設備機器表	照明設備の種別、仕様及び数
	照明設備平面図	縮尺
		照明設備の位置
	照明設備制御図	照明設備の制御方法
	昇降機仕様書	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	昇降機平面図	縮尺
		位置
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備機器表	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備平面図	縮尺
		位置
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備系統図	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外の低炭素化	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法

	に資する建築設備制御図	
--	-------------	--

表 3：住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分

図書の種類		明示すべき事項
b) 各種 図面・計 算書	空調調和設備機器表	空調調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空調調和設備以外の機械換気設備機器表	空調調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備機器表	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	照明設備機器表	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空調調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備機器表	空調調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

※表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

③不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（法第 54 条第 2 項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。）が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

④認定通知書

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

⑤計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式 2 参照）

法第 56 条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、建築士による工事監理報告書などが考えられるが、これにより難い場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑥変更認定申請書（規則様式第七）

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請のための書類。

既に認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定計画」という）に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）に申請者が作成し、所管行政庁に提

出する。認定計画には、認定申請書、添付図書の他、法第 54 条第 2 項に基づき建築確認申請を行う場合には確認の申請書も含まれる。

計画の変更申請にあたっては、規則第七号様式を用いる。同様式には申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要についての記載欄が設けられる。

⑦変更認定の通知書（規則様式第八）

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

⑧計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書（参考様式 3 参照）

認定計画に基づく建築等を取りやめる旨を申し出るための書類。

所管行政庁は、認定建築主から認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出があった場合は計画の認定を取り消すことができる。

⑨認定取消通知書

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。

認定建築主が所管行政庁の改善命令に違反した場合や⑧の申出があった場合で、認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

2 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 1（一戸建ての専用住宅用）

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 住戸の部分のみ
- ☐ 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印
代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☒ 建築物全体
☐ 住戸の部分のみ
☐ 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】			
【2. 市街化区域等】 ☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域			
【3. 敷地面積】	m ²		
【4. 建築面積】	m ²		
【5. 延べ面積】	m ²		
【6. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【7. 建築物の用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物			
【8. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸			
【9. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修			
【10. 構造】	造	一部	造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による			
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年			
【13. 確認の特例】 法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無			
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(記入例)

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【 1 . 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
【 2 . 市街化区域等】	☒ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【 3 . 敷地面積】	165.00	m ²	
【 4 . 建築面積】	70.67	m ²	
【 5 . 延べ面積】	122.23	m ²	
【 6 . 建築物の階数】	(地上)	2 階	(地下) 階
【 7 . 建築物の用途】	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物		
【 8 . 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸		
【 9 . 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修		
【 1 0 . 構造】	木 造	一部	造
【 1 1 . 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
【 1 2 . 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 〇〇 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 〇〇 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年		
【 1 3 . 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☒ 無		
【 1 4 . 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

〔建築主が所有者の場合〕
建築に要する費用約 3000 万円（自己資金約 1000 万円、借入金約 2000 万円、借入先〇〇銀行）

〔建築主が所有者でない（事業者）の場合〕
建築費約〇〇万円、用途取得造成費約〇〇万円、事務費約〇〇万円、借入金利息約〇〇万円
自己資金約〇〇万円、借入金〇〇万円、借入先〇〇銀行

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

〔工事の着手の予定年月日〕	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
〔工事の完了の予定年月日〕	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）

一戸建ての住宅用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
		住宅の構造	☐ 木造住宅（ ☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法） ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 ☐ その他		
	平均熱貫流率	平均熱貫流率の計算値 （ ）【W/m²K】			
	平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値 （ ）【-】			
2. 一次エネルギー消費量	基本事項	居室および非居室の面積の入力方法	☐ 床面積 （ ）m² ☐ <u>主居室の面積とその他の居室の面積</u> を入力 （ ）m² （ ）m²	☐ 面積表	
	日射熱	冬季における蓄熱を利用したパッシブ手法の採用	☐ （ ）	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	暖房設備	暖房方式の選択	☐ （ ）	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	自然風	自然風の検討方法	☐ （ ）	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	遮蔽	平均日射熱取得率	平均日射熱取得率の計算値 （ ）【-】	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	冷房設備	運転方法	☐ （ ）	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	換気	換気設備方式	☐ （ ）	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	

(記入例)

建築物の名称	住宅太郎邸新築工事
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の 外皮性能 等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☒ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 建具表 ☒ 矩計図 ☐	
		住宅の構造	☒ 木造住宅（ ☒ 軸組構法 ☐ 枠組工法 ） ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 ☐ その他		
	平均熱貫 流率	平均熱貫流率の計算値 （ 0.80 ）【W/m²K】			
	平均日射 熱取得率	冷房期の日射熱取得率の計算値 （ 2.5 ）【-】			
2. 一次エ ネルギー 消費量	基本事項	居室および非居室 の面積の入力方法	☒ 床面積 （ 122.23 ）㎡ ☐ 主居室の面積とその他の居室の面積を入力 		

	熱交換	熱交換型換気設備	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	太陽給湯	太陽熱給湯装置	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	給湯	給湯熱源機	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
		配管について	☐ ()		
		水栓について	☐ ()		
		水栓について	☐ ()		
	CG	コージェネレーションの種類について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	照明		☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	発電	太陽光発電の採用について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
3. その他 措置		節水	☐ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	
		雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用		
		一次エネルギー削減に資する設備	☐ HEMSの採用		
		定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上 敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上 屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上 壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 ☐ 緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×1/2＋壁面緑化面積率≥10%		
		住宅の劣化の軽減	劣化対策 ☐ 劣化対策等級3以上		
		木造住宅若しくは木造建築物	木材の利用 ☐ 木造住宅 ☐ 木造建築物		

(記入例)

	熱交換	熱交換型換気設備	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	太陽給湯	太陽熱給湯装置	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	給湯	給湯熱源機	☒ (ガス給湯器)	☒ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
		配管について	☒ (給湯単機能)		
		水栓について	☒ (ヘッダー方式)		
		水栓について	☒ (2バブル)		
	CG	コージェネレーションの種類について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	照明		☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	発電	太陽光発電の採用について	☒ (採用する)	☒ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
3. その他 措置		節水	☒ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	
		雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用		
		一次エネルギー削減に資する設備	☐ HEMSの採用		
		定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上 敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上 屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上 壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 ☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		住宅の劣化の軽減	劣化対策 ☐ 劣化対策等級3以上		
		木造住宅若しくは木造建築物	木材の利用 ☒ 木造住宅 ☐ 木造建築物		

		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☐ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☐ 建築に要する費用の設定	☐ 申請書	

(記入例)

		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☒ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☒ 建築に要する費用の設定	☒ 申請書	

3 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 2（共同住宅等用）

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 住戸の部分のみ
- ☐ 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

印

代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

☐ 建築物全体☐ 住戸の部分のみ☒ 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】			
【2. 市街化区域等】 ☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域			
【3. 敷地面積】	m ²		
【4. 建築面積】	m ²		
【5. 延べ面積】	m ²		
【6. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【7. 建築物の用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物			
【8. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸			
【9. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修			
【10. 構造】	造	一部	造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による			
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年			
【13. 確認の特例】 法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無			
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 共同ハイツ	
【2. 市街化区域等】	☒ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域	
【3. 敷地面積】	1092.42 m ²	
【4. 建築面積】	406.60 m ²	
【5. 延べ面積】	3508.73 m ²	
【6. 建築物の階数】	(地上) 10 階	(地下) 1 階
【7. 建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☒ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物	
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 47 戸 認定申請対象住戸 9 戸	
【9. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修	
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造	
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による	
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 〇〇 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 〇〇 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年	
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☒ 無	
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】		

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【 1. 住戸の番号】	
【 2. 住戸の存する階】	階
【 3. 専用部分の床面積】	m ²
【 4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
外皮平均熱貫流率	W/m ² ・K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【 3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【 4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意 4 のとおりとします。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】	205, 305, 405, 505, 605, 705, 805, 905, 1005
【２．住戸の存する階】	2~10 階
【３．専用部分の床面積】	58.12 m ²
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 ○○ GJ/年 設計一次エネルギー消費量 ○○ GJ/年 外皮平均熱貫流率 ○○ W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 ○○

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意４のとおりとします。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円、用途取得造成費約〇〇万円、事務費約〇〇万円、借入金利息約〇〇万円
自己資金約〇〇万円、借入金〇〇万円、借入先〇〇銀行

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式 1）

共同住宅等用

その 1 共用部

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の 外皮性能 等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
		住宅の構造	☐ 木造住宅（ ☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法 ） ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 ☐ その他		
2. 一次エ ネルギー 消費量	空調	空調ゾーン		■様式 2-1	
		外壁構成		■様式 2-2	
		窓仕様		■様式 2-3	
		外皮仕様		■様式 2-4	
		熱源入力		■様式 2-5	
		二次ポンプ		■様式 2-6	
		空調機		■様式 2-7	
	換気	換気対象室		■様式 3-1	
		給排気送風機		■様式 3-2	
		換気代替空調機		■様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式 4-1	
		給湯機器		■様式 4-2	
	照明	照明		■様式 5	
	太陽光発電			■様式	
3. その他 措置		節水	☐ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	
		雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用		
		一次エネルギー削減に資する設備	☐ HEMS の採用		
		定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の 10% 以上		
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の 10% 以上		
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の 20% 以上		
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の 10% 以上		
			☐ 緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×1/2＋壁面緑化面積率≥10%		

(記入例)

建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☒ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 建具表 ☒ 矩計図 ☐	
		住宅の構造	☐ 木造住宅 (☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法) ☐ 鉄骨造住宅 ☒ 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 ☐ その他		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■ 様式 2-1	
		外壁構成		■ 様式 2-2	
		窓仕様		■ 様式 2-3	
		外皮仕様		■ 様式 2-4	
		熱源入力		■ 様式 2-5	
		二次ポンプ		■ 様式 2-6	
		空調機		■ 様式 2-7	
	換気	換気対象室		■ 様式 3-1	
		給排気送風機		■ 様式 3-2	
		換気代替空調機		■ 様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■ 様式 4-1	
		給湯機器		■ 様式 4-2	
	照明	照明		■ 様式 5	
	太陽光発電			■ 様式	
3. その他措置		節水	☒ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	
		雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用		
		一次エネルギー削減に資する設備	☐ HEMSの採用		
		定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
			☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		

		住宅の劣化の軽減	劣化対策 ☐ 劣化対策等級 3 以上		
		木造住宅若しくは木造建築物	木材の利用 ☐ 木造住宅 ☐ 木造建築物		
		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☐ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☐ 建築に要する費用の設定	☐ 申請書	

(記入例)

		住宅の劣化の軽減	劣化対策 ☒ 劣化対策等級3以上		
		木造住宅若しくは木造建築物	木材の利用 ☐ 木造住宅 ☐ 木造建築物		
		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☒ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☒ 建築に要する費用の設定	☒ 申請書	

その2 住戸部

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄		
		項目	設計内容	記載図書			
1. 躯体の 外皮性能 等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
		住宅の構造	☐ 木造住宅 (☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法) ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 ☐ その他				
	平均熱貫 流率	平均熱貫流率の計算値 () 【W/m ² K】					
	平均日射 熱取得率	冷房期の日射熱取得率の計算値 () 【-】					
2. 一次エ ネルギー 消費量	基本事項	居室および非居室 の面積の入力方法	☐ 床面積 () m ² ☐ 主居室の面積とその他の居室の面積を入力 () m ² () m ²	☐ 面積表			
	日射熱	冬季における蓄熱 を利用したパッシ ブ手法の採用	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
	暖房設備	暖房方式の選択	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
	自然風	自然風の検討方法	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
	遮蔽	平均日射熱取得率	平均日射熱取得率の計算値 () 【-】	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
	冷房設備	運転方法	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			
	換気	換気設備方式	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐			

(記入例)

住戸番号	205、305、405、505、605、705、805、905、1005
建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の 外皮性能 等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☒ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 建具表 ☒ 矩計図 ☐	
		住宅の構造	☐ 木造住宅（ ☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法 ） ☐ 鉄骨造住宅 ☒ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 ☐ その他		
	平均熱貫 流率	平均熱貫流率の計算値 （ 0.80 ）【W/m²K】			
	平均日射 熱取得率	冷房期の日射熱取得率の計算値 （ 2.5 ）【-】			
2. 一次エ ネルギー 消費量	基本事項	居室および非居室 の面積の入力方法	☒ 床面積 （ 58.12 ）㎡ ☐ 主居室の面積とその他の居室の面積を入力 		

	熱交換	熱交換型換気設備	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
	太陽給湯	太陽熱給湯装置	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
	給湯	給湯熱源機	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
		配管について	☐ ()			
		水栓について	☐ ()			
		水栓について	☐ ()			
	CG	コージェネレーションの種類について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
	照明		☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
	発電	太陽光発電の採用について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐		
3. その他 措置		節水	☐ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐		
		雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用			
		一次エネルギー削減に資する設備	☐ HEMSの採用			
		定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池			
		ヒートアイランド	敷地緑化等			☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上
			敷地の高反射性塗装			☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上
			屋上緑化等			☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上
			壁面緑化等			☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上
			☐ 緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×1/2＋壁面緑化面積率≧10%			
		住宅の劣化の軽減	劣化対策 ☐ 劣化対策等級3以上			
木造住宅若しくは木造建築物	木材の利用 ☐ 木造住宅 ☐ 木造建築物					

(記入例)

	熱交換	熱交換型換気設備	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	太陽給湯	太陽熱給湯装置	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	給湯	給湯熱源機	☒ (ガス給湯器)	☒ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
		配管について	☒ (給湯単機能)		
		水栓について	☒ (ヘッダー方式)		
		水栓について	☒ (2バブル)		
	CG	コージェネレーションの種類について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	照明		☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
	発電	太陽光発電の採用について	☐ ()	☐ 仕上表 ☐ 建具表 ☐ 矩計図 ☐	
3. その他 措置	節水		☒ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	
	雨水又は雑排水の利用		☐ 雨水利用 ☐ 雑排水の利用 ☐ 井水利用		
	一次エネルギー削減に資する設備		☐ HEMSの採用		
	定置型の蓄電池の設置		☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
	ヒートアイランド	敷地緑化等	☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装	☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等	☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等	☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
			☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≧10%		
	住宅の劣化の軽減		劣化対策 ☒ 劣化対策等級3以上		
	木造住宅若しくは木造建築物		木材の利用 ☐ 木造住宅 ☐ 木造建築物		

		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☐ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☐ 建築に要する費用の設定	☐ 申請書	

(記入例)

		高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
		ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE	☐ 評価認定書	
4. 基本的方針			☒ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画			☒ 建築に要する費用の設定	☒ 申請書	

4 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 3（非住宅用）

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 住戸の部分のみ
- ☐ 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

印

代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

☒ 建築物全体☐ 住戸の部分のみ☐ 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】			
【2. 市街化区域等】 ☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域			
【3. 敷地面積】	m ²		
【4. 建築面積】	m ²		
【5. 延べ面積】	m ²		
【6. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【7. 建築物の用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物			
【8. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸			
【9. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修			
【10. 構造】	造	一部	造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による			
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年			
【13. 確認の特例】 法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無			
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇ビル		
【2. 市街化区域等】	☒ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【3. 敷地面積】	1650.42 m ²		
【4. 建築面積】	1206.60 m ²		
【5. 延べ面積】	9508.73 m ²		
【6. 建築物の階数】	(地上)	9 階	(地下) 1 階
【7. 建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☒ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物		
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸		
【9. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修		
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 〇〇 MJ/m ² ・年		
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☒ 無		
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築に要する費用約〇〇万円 (自己資金約〇〇万円、借入金約〇〇万円、借入先〇〇銀行)

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式 1）

非住宅用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定 事項	確認 項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体 の 外 皮 性能	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分（PAL 用）	☐ A 地域 ☐ B 地域 ☐ C 地域 ☐ D 地域 ☐ E 地域 ☐ F 地域 ☐ G 地域 ☐ H 地域 ☐ I 地域 ☐ J 地域 ☐ K 地域 ☐ L 地域	☐ PAL 計算表 ☐ 概要書	
		建物の用途（PAL 用）	☐ ホテル等 ☐ 病院等 ☐ 物品店舗等 ☐ 事務所等 ☐ 学校等 ☐ 飲食店等 ☐ 集会所等		
		年間熱負荷係数	（ ） MJ / (m ² ・年)		
2. 一次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量	共通条件	地域区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	■ 様式 0 ☐ 概要書 ☐ 用途分類図 ☐ 面積表 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐	
		建築物の構造	☐ 木造（ ☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法 ） ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。） ☐ その他		
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階		
		面積	・敷地面積 （ ） m ² ・建築面積 （ ） m ² ・延べ面積 （ ） m ²		
	空調	空調ゾーン		■ 様式 2-1	
		外壁構成		■ 様式 2-2	
		窓仕様		■ 様式 2-3	
		外皮仕様		■ 様式 2-4	
		熱源入力		■ 様式 2-5	
		二次ポンプ		■ 様式 2-6	
		空調機		■ 様式 2-7	
	換気	換気対象室		■ 様式 3-1	
		給排気送風機		■ 様式 3-2	
		換気代替空調機		■ 様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■ 様式 4-1	
		給湯機器		■ 様式 4-2	
	照明	照明		■ 様式 5	
	昇降機	昇降機		■ 様式 6	
	太陽光発電			■ 様式	

(記入例)

建築物の名称	〇〇ビル
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定 事項	確認 項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体 の 外 皮 性能	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分 (PAL 用)	☐ A地域 ☐ B地域 ☐ C地域 ☐ D地域 ☐ E地域 ☐ F地域 ☒ G地域 ☐ H地域 ☐ I地域 ☐ J地域 ☐ K地域 ☐ L地域	☒ PAL 計算表 ☒ 概要書	
		建物の用途 (PAL 用)	☐ ホテル等 ☐ 病院等 ☐ 物品店舗等 ☒ 事務所等 ☐ 学校等 ☐ 飲食店等 ☐ 集会所等		
		年間熱負荷係数	(280) MJ/(㎡・年)		
2. 一次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量	共通条件	地域区分	☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域 ☐ 5地域 ☒ 6地域 ☐ 7地域 ☐ 8地域	■様式 0 ☒ 概要書 ☒ 用途分類図 ☒ 面積表 ☒ 平面図 ☒ 断面図 ☐	
		建築物の構造	☐ 木造 (☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法) ☐ 鉄骨造 ☒ 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) ☐ その他		
		階数	・ 地上 (9) 階、地下 (1) 階		
		面積	・ 敷地面積 (1650.42) ㎡ ・ 建築面積 (1206.60) ㎡ ・ 延べ面積 (9508.73) ㎡		
	空調	空調ゾーン		■様式 2-1	
		外壁構成	☒	■様式 2-2	
		窓仕様		■様式 2-3	
		外皮仕様		■様式 2-4	
		熱源入力		■様式 2-5	
		二次ポンプ		■様式 2-6	
		空調機		■様式 2-7	
	換気	換気対象室		■様式 3-1	
		給排気送風機		■様式 3-2	
		換気代替空調機		■様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式 4-1	
		給湯機器		■様式 4-2	
	照明	照明		■様式 5	
	昇降機	昇降機		■様式 6	
	太陽光発電			■様式	

3. その他措置	節水	☐ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐	
	雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 井水利用 ☐ 雑排水利用		
	一次エネルギー削減に資する設備	☐ BEMSの採用		
	定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
	ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 ☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%				
低炭素化に資する材料の利用	壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上			
	高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
	ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE		
4. 基本的方針		☐ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画		☐ 建築に要する費用の設定	☐ 申請書	

(記入例)

3. その他措置	節水	☒ 節水トイレの設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 食器用洗浄機の設置	☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☐	
	雨水又は雑排水の利用	☐ 雨水利用 ☐ 井水利用 ☐ 雑排水利用		
	一次エネルギー削減に資する設備	☒ BEMSの採用		
	定置型の蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー及び蓄電池		
	ヒートアイランド	敷地緑化等 ☐ 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 ☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率 $\times 1/2$ +壁面緑化面積率 $\geq 10\%$		
	低炭素化に資する材料の利用	壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
	高炉セメント等	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している ☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント		
	ライフサイクルCO ₂	☐ CASBEE		
4. 基本的方針		☒ 基本的方針に照らし合わせて適切である	☐	
5. 資金計画		☒ 建築に要する費用の設定	☒ 申請書	

5 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 4（住宅部分を含む複合建築物用）

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 住戸の部分のみ
- ☐ 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

印

代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

☐ 建築物全体☐ 住戸の部分のみ☒ 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途、並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 延べ面積】	m ²
【6. 階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 住宅以外の用途のみに供する建築物 ☐ 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
【8. 住戸を有する建築物共同住宅等の住戸数】 (の場合)	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 低炭素化のための建築物の新築等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有
【13. 備考】	

(注意)

- 【7. 建築物の用途】 【9. 工事種別】 の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【12. 確認の特例】 の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- 複合用途の場合は、用途ごとの床面積を備考欄に記入してください(例 住宅：○○m²、物販店舗等：△△m²、事務所等：□□m²)。

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 共同ハイツ		
【2. 市街化区域等】	☒ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【3. 敷地面積】	1092.42 m ²		
【4. 建築面積】	406.60 m ²		
【5. 延べ面積】	3508.73 m ²		
【6. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 1 階
【7. 建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☒ 複合建築物		
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 47 戸 認定申請対象住戸 9 戸		
【9. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修		
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 〇〇 MJ/m ² ・年		
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☒ 無		
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】			

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【 1. 住戸の番号】	
【 2. 住戸の存する階】	階
【 3. 専用部分の床面積】	m ²
【 4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
外皮平均熱貫流率	W/m ² ・K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【 3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【 4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意 4 のとおりとします。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】	205, 305, 405, 505, 605, 705, 805, 905, 1005
【２．住戸の存する階】	2~10 階
【３．専用部分の床面積】	58.12 m ²
【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年 外皮平均熱貫流率 〇〇 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 〇〇

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意４のとおりとします。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円、用途取得造成費約〇〇万円、事務費約〇〇万円、借入金利息約〇〇万円
自己資金約〇〇万円、借入金〇〇万円、借入先〇〇銀行

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式 1）

2 章、3 章、4 章の各記入例を参照。

6章. 変更認定申請書・その他の書類の記入例

1. 変更認定申請書（規則様式第七）

様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

- ☐ 建築物全体
☐ 住戸の部分のみ
☐ 建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

印

代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る建築物の位置 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 申請の対象とする範囲

☒ 建築物全体☐ 住戸の部分のみ☐ 建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

設置設備の変更

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3 欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り。）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

2. その他の書類

①計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

印

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定建築主の氏名又は名称

住宅太郎

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名 〇〇 〇〇 印(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

印

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

②計画に基づく住宅の建築を取りやめる旨の申出書（参考様式3）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行の権原を有さない者は記載する必要はありません。

(日本工業規格 A 列 4 番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

認定建築主の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

認定建築主の氏名又は名称 住宅太郎 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定建築主の氏名

住宅太郎

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

<参 考>

<参考>

○低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の様式

別記様式 1 号	
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書	
(登録住宅性能評価機関 宛)	年 月 日 依頼者の住所又は 主たる事務所の所在地 依頼者の氏名又は名称 印 代理者の住所又は 主たる事務所の所在地 代理者の氏名又は名称 印
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律 第 5 4 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。 この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。	
記	
【技術的審査を依頼する認定基準】 ☐ 法第 5 4 条第 1 項第 1 号関係 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準 ☐ その他の基準 ☐ 法第 5 4 条第 1 項第 2 号関係 (基本方針) ☐ 法第 5 4 条第 1 項第 3 号関係 (資金計画)	
【建築物の位置】 【建築物の名称】 【市街化区域等】 ☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている 土地の区域	
【建築物の用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 非住宅建築物 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物 【建築物の工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修	
【申請の対象とする範囲】 ☐ 建築物全体 ☐ 住戸の部分のみ ☐ 建築物全体及び住戸の部分	
【認定申請先の所管行政庁名】 【認定申請予定日】	
※受付欄 年 月 日 第 号 依頼受理者印	※料金欄
<登録住宅性能評価機関からのお願い> 省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。	
(注意) 1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 2. 依頼者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。 4. 申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。	

○認定低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証の様式

別記様式 2 号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 ☐市街化区域
☐区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐非住宅建築物 ☐共同住宅等 ☐複合建築物
5. 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕又は模様替
☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体 ☐住戸の部分のみ
☐建築物全体及び住戸の部分
7. 認定申請先の所管行政庁名
8. 適合することを確認した認定基準
☐法第 5 4 条第 1 項第 1 号関係
☐外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
☐一次エネルギー消費量に関する基準
☐その他の基準
☐法第 5 4 条第 1 項第 2 号関係（基本方針）
☐法第 5 4 条第 1 項第 3 号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認 定 申 請 予 定 日	年 月 日
適 合 証 交 付 年 月 日	年 月 日
適 合 証 交 付 番 号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

< Q & A >

■ Q & A

A. 法律編

	質問	回答
1	認定が下りないと着工できないのか。	着工前に申請した計画については、着工した住宅であっても認定を受けることができる。また、申請時期については着工する前に行う必要がある。なお、着工後に申請を取り下げて再度申請することはできないので注意が必要である。
2	建築確認を認定申請前に得ておくことは可能か。また、法第 54 条第 2 項以外の場合において、申請前に建築確認を得ておく必要があるか。	容積率の緩和を活用しない場合は建築確認を認定申請前に得ておくことは可能である。また、確認済証の有無によらず認定の申請は可能である。
3	容積率の緩和を活用する場合は、認定後でないと確認の申請は行えないと考えればよいのか。	法第 54 条 2 項に基づく申し出であれば同時申請で問題ないが、確認検査機関に申請する場合は、確認済証の発行は認定後となるが、申請の受付は各機関の判断となる。
4	複数住戸のあるマンションの場合は、住宅部分のみの申請であっても、まとめて申請書を作成してよいのか。また、その場合、認定書の発行単位はどうなるのか。	必要に応じてまとめて申請することができる。認定書の発行単位は住戸単位になる。
5	改修工事における認定申請のタイミングは新築と同様か。	新築と同様に着手前となる。
6	建築確認の必要な改修工事においても、新築同様に法第 54 条第 2 項の申請は出来るのか。	可能である。
7	法第 54 条第 2 項に基づく申し出をした場合に提出する建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の宛先及び申請書に記載されている申請書の内容はどうなるのか。	建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の様式をそのまま用いる。(宛先は建築主事のままとする)
8	法第 54 条第 2 項に基づく申し出を受けた場合に着工した建築物の中間検査、完了検査では、認定基準に係る部分の検査もするのか。	建築基準関係規定に係る部分のみでよい。
9	1の敷地に複数の建築物がある場合、申請・審査はどのようにまとめられるか。	敷地に存する当該建築物以外の建築物がある場合においては、同一敷地であっても審査の対象にならない。
10	認定申請を連名で行うことは可能か。	可能である。連名で申請する場合、第一面の申請者記載欄に記入し、書ききれない場合は別紙に記載がある旨表記して別紙に記入するなどすることとなる。また、別紙に記載する場合についても第一面の記載事項を記載することになる。(住所、氏名、押印)
11	建築確認申請を同時に行う場合、設計図書など提出書類を兼ねることは出来るのか。	認定申請に必要な図書と建築確認の申請書は、兼ねることはできない。それぞれ必要である。
12	資金計画を記載することになっているが、基準及びその審査はあるのか。また、計画通りに実施されなかった場合、罰則はあるのか。	購入金額(自己資金、借入金と借入先など)を記載し、計画通りに実施されない場合は改善命令を受けることもありうる。
13	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書の「計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士」とは、建築士であればだれでもよいのか。また、建築士でなければいけないのか。	建築士における報告においては、建築士法令等に従って工事を確認した建築士になる。建築士によらない場合、登録住宅性能評価機関や建設業者が確認することも想定される。また、改修や増築等も同じ扱いとなる。
14	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書には提出年月日の記載欄があるが、工事が完了した日の記載は不要ということでよいのか。	報告書に添付する工事監理報告書等に記載することになる。改修や増築等も同じ扱いとなる。

	質問	回答
15	住宅展示場は低炭素建築物の認定は可能か。 (後に住宅として引き渡す場合と、引き渡さない 場合があり得る)	住宅であれば可能ですが、最終的に居住しない ものであれば「住宅」とは言えません。
16	例えば、10 戸あって最初5戸、追加で2戸の認 定申請は可能か。	着工前であれば可能となります。
17	技術的審査の申請者と、認定申請の申請者は 合わせる必要があるか。	原則、同じになります。
18	容積率の緩和は、改修工事においても利用出 来るのか。	可能である。
19	賃貸住宅の場合も認定を受ければ、オーナー が税制優遇を受けられるのか。	平成 24 年度税制改正で措置されている所得税 (住宅ローン減税)、登録免許税の特例につい ては、住宅購入者が入居することが要件となっ ており、賃貸住宅のオーナーは税制優遇は受 けられない。
20	店舗付き戸建て住宅は、住宅の基準と非住宅 の基準の両方の適用を受けるのか。	建築物としての認定を受ける場合はそれぞれの 基準が適用される。
21	建設中にある住戸が仕様変更を行い、結果と して全住戸平均一次消費エネルギーが基準を 満たさなくなったら、全住戸の認定が取り消 されるのか。	住棟認定だと取り消しとなるが、住戸認定で は各住戸で基準を満たすことが可能なため、 全住戸取り消しとはならない。
22	機械式駐車場や、タワー駐車場は審査対象外 の設備と考えて良いか。その場合延べ面積な どから削除するのか。	対象となる。
23	増築についてはどのように取り扱うか。	既存部分を含めて審査の対象となる。
24	一戸建ての住宅に付随する駐車場は審査の対 象となるのか。	対象としない。
25	複合用途の場合の1次消費エネルギー算出時、 住宅部分と非住宅部分で web 算定用ソフトを 分ける必要があるか。	住宅部分と非住宅部分の合算で基準に適合さ せる。

低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

平成 24 年 12 月 4 日 第 1 版発行

監修 国土交通省住宅局住宅生産課
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル協会
